

○特別委員会の設置について

- |      |   |           |                       |                               |
|------|---|-----------|-----------------------|-------------------------------|
| 1. 名 | 称 | 決算審査特別委員会 |                       |                               |
| 2. 調 | 査 | 目的        | 平成27年度取手市一般会計決算に関すること |                               |
| 3. 委 | 員 | 定         | 数                     | 8名                            |
| 4. 調 | 査 | 期         | 間                     | 平成28年9月1日から平成28年第3回定例会が閉会するまで |

平成28年 9月16日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

議会運営委員会

委員長 入江 洋 一

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 平成28年第1回議会報告会時要望・意見に関する当委員会所管事項
- 2 調査の経過 平成28年6月21日、8月5日、9月16日
- 3 意見 別紙のとおり

平成28年 9月16日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

総務文教常任委員会

委員長 落合 信太郎

### 委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

#### 記

- 1 調査事件名 平成28年第1回議会報告会時要望・意見に関する当委員会所管事項
- 2 調査の経過 平成28年6月16日、7月26日、8月9日、29日、9月8日
- 3 意見 別紙のとおり

平成28年 9月16日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

福祉厚生常任委員会

委員長 山野井 隆

### 委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

### 記

- 1 調査事件名 平成28年第1回議会報告会時要望・意見に関する当委員会所管事項
- 2 調査の経過 平成28年6月17日、7月27日、9月9日
- 3 意見 別紙のとおり

平成28年 9月16日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

建設経済常任委員会

委員長 渡部 日出雄

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 平成28年第1回議会報告会時要望・意見に関する当委員会所管事項
- 2 調査の経過 平成28年6月20日，7月28日，9月12日
- 3 意見 別紙のとおり

## 【議会運営委員会】

	要望・意見	調査報告及び検討事項
1	議会報告会の認知度が低いのもっと積極的に宣伝してほしい。	これまで、市議会だより「ひびき」、ひびきメール、市ホームページ、議会作成による開催案内ポスター、各議員による広報（会派広報紙、フェイスブック、ツイッター、ラインなど）を実施しております。また、議員の知り合いなどにも案内を実施しております。今後は、議員により、各種団体や高校等への声かけをさらに積極的に行い、一人でも多くの参加と実施している情報の提供を図ってまいります。皆さんもお誘い合わせの上、ご参加いただくことをお願いいたします。
2	政務活動費が低いのなら「ひびき」に他の自治体と比較した表などを作成し「取手市議会頑張ってます」アピールをするべきだ	ひびきへの掲載は紙面の都合等を考慮し、検討してまいります。また、政務活動費の支給額改正等の際は、他自治体との対比表なども記事掲載してまいります。
3	政務活動費の増額を要求しても良いのではないか。	平成28年3月に「当選した新議員等は職務を誠実に実行することを求める陳情」を議会は採択しています。この陳情項目に「報酬と政務活動に必要な経費を見直し質の向上を図ること。」という願意がありますので、議会運営委員会において調査を開始しました。
4	議員の公約を見ても高齢者向けばかりで若者に対する政策が少ない。	公約は、議員個人の問題のため、ご意見として承ります。
5	行政不服新法施行の議事録を読んだ。地方自治法に則った議論を。	法に則った議論を行っています。
6	予算はコンピューターで出た数字。血の通ったお金の使い方を！雨が降って下水が家の中まで入ってきたときに予算がないじゃ納得できない。議員は市民の味方→一番困っているのはどこか、話を聞いてほしい。	緊急な対応は、補正予算を組むなど対応しております。議会としては、議会報告会時に意見交換を実施し、皆さんのご意見を聞く機会を設けております。今後も努力してまいります。
7	陳情を何の意見も言わず無下に趣旨採択するとは納得いかない。議会でもしっかりと議論して採決してほしい。	議会に定められたルールの中で、審議、審査を実施しています。
8	障がい者の環境整備は条例に定められている。陳情を採択しないのは法律違反ではないか。	法に抵触する、しないの判断は、議会として判断できません。最終的な明確な判断は、裁判所になると考えます。
9	議会費を工夫して削ったというが議員	取手市議会では、平成20、21年当時、議会改革調査特別委員会等において、事業の見直しを行い経費削減

	削減しただけ。説明をもっとしてほしかった。	を行ってまいりました。平成28年度当初予算における減額は、議員定数2名削減による減額となっています。
10	この意見交換会、班分けすると時間に限りがあり、中途半端に終わってしまう。班分けしたら移動をせずにその班でじっくり話し合ったほうが良い。	議会報告会の運営手法は、現在、試行しながらよりよいものを検討しています。引き続き、参加者の皆さんの声を伺いながら、よりよいものを目指してまいります。

## 【総務文教常任委員会】

	要望・意見	調査報告及び検討事項
1	行政側から若者に対して選挙のあり方や投票方法をしっかり浸透させてほしい。	18歳以上の選挙権実施に対し、市が行った施策は、市選挙管理委員会ホームページのリニューアル、18歳でもわかりやすい選挙用語の解説、選挙のQ&Aの内容の充実を行っております。 また、取手二高で選挙フォーラムを開催し、直接高校生から提言された内容から、市の広報紙に参議院選挙専用QRコードをつくり掲載し、スマホからでもアクセスしやすくしています。 さらに、参議院議員選挙では、投票事務従事主任者会議及び期日前投票管理者会議で、18歳から20歳未満の有権者には、特にていねいに案内して、投票しやすい環境をつくっております。
2	学校に対しての選挙PRをしっかりと行い投票率アップにつなげてほしい。	市では、取手二高生を対象とした選挙フォーラムを開催し、選挙に対する関心を高めるための選挙啓発を行いました。 また、5月には、江戸川学園取手の高校生徒約1,200人と、6月には取手聖徳学園高校3年生を対象に、選挙制度のほか、政治活動や選挙運動、情報リテラシーについて話をし、実際の選挙を見据えて模擬投票を行いました。 さらに、中学校教員には「池上彰の選挙に行くってそういうことか」を配布し、道徳の時間などに使用していただくよう依頼しています。 議会としても、議会報告会の案内チラシやポスターを市内高校等にも配付、掲示依頼をし、5月14日の議会報告会には高校生が参加いただくなど、政治への関心を高める方法に努めております。
3	投票率向上にむけた努力を求める。	市が常時啓発として行っていることは、①市ホームページの充実、②成人式での選挙啓発、③生徒会の選挙等に使用する際の投票箱の貸与、④選挙啓発ポスターコンクールの積極的参加、⑤新採職員の選挙講座の開催(市の職員も全員が選挙啓発を行えるよう基礎知識の習得)を行っております。 また、市が選挙時の啓発として行っていることは、①市ホームページの利用、告示後に候補者情報、選挙公報の掲載、期日前投票や不在者投票の案内、②市広報紙への掲載、③選挙ポスターを市内スーパー、駅、ことバス等に掲載、④河川情報掲示板、ウェルネスプラザ・市役所デジタルサイネージでの案内(今回の参議院選挙においては、弱視や高齢者のための見やすい掲示を実験的に行う)、⑤駅前での啓発グッズの配布などを行っております。 議会としても、中・高校生との意見交換など施策を検討しております。
4	学校のいじめ問題は議員全員で取り掛かってほしい	平成27年度いじめの件数は、小学校82件・中学校30件、合計112件の報告があります。 市教育相談センター教育相談員(教員退職者・非常勤講師7名が一日3、4名ローテーションで電話や面談で対応)には、今年度4～6月の実績はのべ電話13件、訪問94件の相談があります。 また、小中学校への子どもと親の相談員を配置(12名が各校に1名4時間程度、訪問対応)しています。



	要望・意見	調査報告及び検討事項
		<p>さらに、教職員への生徒指導研修（年3回教育指導主事が参加）を実施して問題解決に取り組んでいます。議会としては、過去4年間（24年2月～28年6月）の取手市議会における「いじめ」関連の議会での一般質問はのべ18回、議員全員協議会では質疑、報告で3回開催しております。今後も引き続き、いじめ防止事業の先進自治体を調査研究してまいります。</p>
5	<p>避難所の運営・開設をしっかりと行政側で行ってほしい。避難所の設備が不十分に感じる。</p>	<p>避難所の開設は、市役所開庁時は職員がいるため問題はありません。</p> <p>夜間の開設は、水害の場合は、ある程度時間が読め、早めに対応ができるため、明るいうちに避難所を開設し、避難していただきます。地震災害の場合は、避難所の安全が確認された後、避難所を開設します。</p> <p>次に、避難所の運営については、市職員が避難所を開設し、陣頭指揮を執って自主防災会や自治会の方々と一緒に運営をしていきます。最終的には自治会などが運営します。</p> <p>次に、避難所の設備の「設備」として、</p> <p>①市は食料と水を3万5,000人、1食分を8カ所に備蓄しています。その8カ所から各避難所に運びます。</p> <p>②トイレは、避難所である小中学校体育館には2、3個しかない。その対策として、簡易トイレを371セット（1セット：10回分回収できる袋×10袋と簡易トイレ）を3年かけて少しずつ用意してきた。1避難所に10セット設置予定。今年度は予算化しませんでした。29年度から、毎年50個ずつ予算化して準備していきます。（1万8,000円×46個÷90万円）</p> <p>また、取手地方広域下水道組合前には、災害用トイレとして使用できるトイレが完成しています。さらに、マンホールトイレが6カ所設置可能となっています。学校のマンホールに設置できないかは検討していきます。</p> <p>③プライバシーの配慮（間仕切りなど。妊婦・高齢者・子どもがいる家庭など、その人の状況で整える環境は違う。）として、災害用ワンタッチテント88個を用意しています。この災害用ワンタッチテントは、簡易トイレとしても使用でき、授乳室にもなるので、順次増やしていく計画となっております。また、間仕切り用として、多目的ハウスを67個、子ども発達センター2階の備蓄倉庫に保管しています。</p> <p>④お風呂設備・シャワー設備整備について、小中学校のプールや保育園のシャワーを使用できないか検討していきます。</p> <p>⑤その他、使い捨て哺乳瓶等も増やし、アレルギー用粉ミルクは現在備蓄していませんが、市内保育所、保健センター等と調査、連携し、今後、購入する方向となっています。</p>
6	<p>光風台避難所の開設・運営について 光風台は52%が65歳以上で、避難所を整備する必要がある→藤高トイレが和式。</p>	<p>光風台地区は、藤代高校を避難所として防災訓練等を実施されています。光風台自主防災会より要望のあった藤代高校の鍵は、安全安心対策課の交渉の結果、市安全安心対策課にて預かることになりました。これは県内初の事例です。そのため、職員がいない夜間、市の職員が安全を確認し、藤代高校を避難所として開設することができるようになります。</p>

	要望・意見	調査報告及び検討事項
	<p>地域防災計画のP 199→実行は市職員には無理、協議会を設ける必要がある。</p> <p>光風台で自主防災会をしている。避難所開設運営協議会を開催してほしいと市役所、自主防災会の集まりで要望し続けている。また、防災計画にも書いてあるのに、開催されていない。</p>	<p>次に、避難所運営のための協議会の開催については、6月20日に、安全安心対策課と光風台自主防災会で話し合いが行われ、取手市・自主防災会・藤代高校との3者の（仮称）避難所開設運営協議会を開催できるよう藤代高校に話を持っていくこととなり、7月26日に3者避難所開設運営協議会が開催されました。</p> <p>次に、和式トイレについては、県立高校のため、市では対応できません。しかし、光風台自主防災会がつけられた「和式が洋式」になる簡易洋式トイレを使っただくことを現時点ではお願いいたします。</p>
7	<p>市民にとって、避難所だろうが避難場所だろうが、そんなのは関係ない。逃げたところが避難場所であり、避難所。</p>	<p>自分の身は自分で守ることが大原則になっています。災害発生時は、まずご自身で安全と思われるところへ避難していただき、その後、市が安全を確認した避難所へ向かうことになります。</p> <p>なお、避難場所と避難所については、これまで自治体により呼び名が統一されていなかったため、平成25年6月改正の災害対策基本法で明確に区別されたものです。避難先については、取手市のホームページ等で事前に確認することができます。</p>
8	<p>公園で火をたくのはダメ。ただ、災害が起きたら、公園で火をたけるようにすれば、炊き出しなどもできる。そのようなことも考えては。</p>	<p>住宅密集地での火の取り扱いについては、危険ですので使用は難しいと思います。しかし、広域避難場所に指定している公園等においては、災害時に限り、市の許可がなくても火の取り扱いが出来るスペースを確保できるよう市では検討していくとのことでした。</p>
9	<p>空き家対策をしっかりと行ってほしい。ぼろぼろになった空き家は、取手のイメージを悪くするし、環境も悪くする。条例をしっかりとつくってほしい。</p>	<p>平成25年4月1日に「取手市空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、管理不全な状態の空き家の所有者に対して、口頭又は通知による助言又は指導などを行っています。</p> <p>また、平成27年5月26日に国の法律「空家当対策の推進に関する特別措置法」に基づいて、茨城県指導のもと、取手市でも周辺市町村の動向を注視しながら、現在、平成29年度を目途に「取手市空家等対策計画（仮称）」の策定を進めています。</p>
10	<p>給付金の窓口対応が良くない。</p>	<p>広報広聴課（市民相談室）及び社会福祉課の窓口等への意見や苦情は届いておりません。したがって、ご意見内容の事実確認ができませんでした。</p>
11	<p>・学校統廃合後の責任は誰が？統廃合を決めたときから跡地利用について話を進めるべきだった。自分が所有している不動産だったらもっと真剣になるでしょう？議員も民間企業感覚を持ってほしい。</p>	<p>学校統廃合後の責任は、学校を保安全管理している教育委員会となります。</p> <p>統廃合は、子どもたちのことを中心に進めるため、跡地利用は、廃校してから考え始めるものと考えます。</p> <p>議員や行政が跡地利用について、民間企業感覚をもって携わっても、実際に利益の出るような発想や経営は難しいと考えますが、ソフト面での利益につながる施策を調査研究してまいります。</p> <p>統廃合により複数学級となりクラス替えができ、子どもたちのコミュニケーションが広がる。集団で勉強したりスポーツしたり話し合ったり、集団的学習に厚みが生まれる。子ども同士切磋琢磨するようになる。などの</p>

	要望・意見	調査報告及び検討事項
	<p>・統廃合の主は子どもたち。子どもたち中心に考えるべき。同時に跡地利用は進めるべきではない。</p>	<p>メリットを活かしつつ、通学距離が長くなり、通学時に不審者との遭遇危険度が増加する課題もありますが、スクールバスの運行など、課題対応しています。</p> <p>統廃合小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸頭西小+戸頭東小=戸頭東小→戸頭小</li> <li>・白山西小+稲小=稲小→取手西小</li> <li>・井野小+吉田小+小文間小=吉田小→取手東小</li> </ul> <p>18校から14校へ統廃合しました。</p> <p>跡地利用</p> <p>旧戸頭西小…一部分を某幼稚園の建て替えに伴い貸しています。元気サロン、体育館解放（閉校前より継続）</p> <p>旧白山西小…体育館解放（閉校前より継続）</p> <p>旧小文間小…体育館解放（閉校前より継続）</p> <p>旧井野小…わいわいスポーツクラブ（閉校前より継続） 今後は、旧一中は保育所（舟山・吉田保育所の統合）、井野小は校舎・体育館を取り壊し、芝生公園とする暫定的な予定となっております。</p>
1 2	<p>永山小への294の踏切にスクールガードを。</p>	<p>スクールガードは、防犯的な見守りを主としたボランティアの意味合いが強いものです。現状、グリーンのピブスを着た地域の方々5、6人が、京橋運送駐車場付近で見守っていただいておりますが、スクールガードではなく、地域のボランティアの方々となっております。</p> <p>地域力に期待しつつ、議会としても、引き続き調査研究してまいります。</p>
1 3	<p>取手市の借金は大丈夫か？若い人たちも減り、これから税金が高くなる可能性もあるのではないかな。</p>	<p>行政の施策については将来にわたるものが多くあり、公平な負担をお願いするため、地方債や特別債などを活用しています。また、市政運営に支障のないよう配慮しています。今年度から子育て世代の定住が進むよう家賃補助制度などの施策を進めています。</p> <p>税金については、多くが国により決められ、交付税などもあり、税収が減少したことを理由に税金が高くなることはありません。</p>
1 4	<p>とりでの魅力が減っている。発信や活性化が課題だと考える。</p>	<p>第6次総合計画で「とりでの魅力」についても重要な課題と位置付け、今年度から「魅力とりで発信課」を創設しシティブロモーションの強化と合わせ、広く市民の声を聴き施策に生かす取り組みを始めています。既に広報で募集した市民により、「とりでの魅力」について、「ワークショップ」を開催するなど取り組みを進めています。</p>
1 5	<p>子育てについても同様。正規の保育士を受け入れることからきちんと向き合えないと待機児童も解消できない。</p>	<p>（人事管理の観点から）</p> <p>平成27年度、退職した保育士は8名おりましたが、退職者を上回る10名を新規採用しています。</p> <p>平成28年度現在の保育士の状況は次のとおりです。</p>

	要望・意見	調査報告及び検討事項
		<p>①正規保育士81名            ②非常勤職員、臨時職員176名            (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤保育士66名</li> <li>・短時間保育士51名</li> <li>・早朝残留保育士(無資格者含む)59名</li> </ul> <p>議会としては、過去4年間(24年2月~28年6月)の取手市議会における「待機児童」関連の議会での一般質問はのべ18回行い、現状把握、将来展望について議論しております。</p>
16	<p>生活困窮者の学習支援。本当に困窮している保護者は声をあげられない。この対応を議会としてどう考えているのか。学校の先生が一番把握していると考え。声をあげるのを待っているのではなく、学校の先生とコミュニケーションを取り、声をあげる前に実施できるように議会としてクリアしていかなければならないと考える。</p>	<p>(教育所管の観点から)</p> <p>学校の先生は、家庭訪問や家庭確認、面談等あるいは給食費等の滞納により、生活困窮者がある程度まで把握はしてはいるものの、特定の生徒を学習支援するのは難しい状況となっております。</p> <p>今年度、市から社会福祉協議会へ委託し、生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の子どもたちに対して学習支援などを行うものとして、生活困窮者学習支援事業を実施しております。</p>

## 【福祉厚生常任委員会】

	要望・意見	調査報告及び検討事項
1	生活困窮者の学習支援。本当に困窮している保護者は声をあげられない。この対応を議会としてどう考えているのか。学校の先生が一番把握していると考え。声をあげるのを待っているのではなく、学校の先生とコミュニケーションを取り、声をあげる前に実施できるように議会としてクリアしていかなければならないと考える。	<p>(福祉の観点から)</p> <p>今年度、市から社会福祉協議会へ委託し、生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の子どもたちに対して学習支援などを行うものとして、生活困窮者学習支援事業に要する経費151万4,000円が予算化され、平成28年5月21日から学習支援を開始しています。</p> <p>通常、毎回5、6名が参加しています。(旧取手地区16世帯 旧藤代地区1世帯。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関：市から社会福祉協議会へ委託。</li> <li>・窓口：社会福祉課</li> <li>・日時：毎週土曜日・月4回午後1時30分から約2、3時間(臨時休校あり)</li> <li>・実施場所：旧取手地区は市内公共施設等。旧藤代地区は未定。</li> <li>・生活保護世帯の児童・生徒が旧取手地区に集中しているため、当初は旧取手地区で開催</li> <li>・対象者：28年度は5月から市内在学の小学生から中学3年生の生活保護世帯を対象に実施(当初は小学4年生から中学3年生を対象に実施)</li> <li>・指導員：5名</li> <li>・案内方法：各家庭に封書で郵送</li> <li>・学習方法：小学4年生から中学3年生と学習範囲が広く授業方式は難しいため、学校等の教材や宿題等を利用しながら自己学習とし、分からないところを指導員に見てもらおう。</li> </ul> <p>事業実施後、間もない事業ですので、今後の経過等を確認しながら引き続き調査してまいります。</p>
2	障がい者条例の見直しをしてほしい。現状では精神障がい者が適応されていないのがおかしいと思う。	<p>市では障害者条例は制定されていません。</p> <p>障害者差別解消法(平成28年4月1日施行)が施行され、不当な取り扱いのないよう、十分注意しながら対応しています。また、各課(窓口)で共通理解をするために、情報提供(パンフレットなど)をしています。さらに、現在、取り扱い要綱の策定作業を進めています。</p> <p>今後、調査してまいります。</p>
3	親なき後の障がい者のことを考えてほしい。	<p>平成24年5月、市議会に「障害者のためのケアホーム設置に関する陳情」が提出され、議会はこれを賛成多数で採択しました。陳情採択後、市では、戸頭団地の一室を借りてグループホームが開設した経緯があります。</p> <p>現在は牛久市や龍ヶ崎市に障がい者の入所施設(社会福祉法人)が設置されました。今後は近隣にも建設予定との情報もあり、県南地域にも施設の充実が図られています。</p> <p>しかし、親御さんたちは、取手市内に施設(グループホーム)が建設されたり、デイサービスが出来るようになることを要望しています。施設建設には社会福祉法人や公立等ある中、市内の民間法人が設置した例としては、総事業</p>

		<p>費約2億4,000万円かかりました。(費用負担は、国2分の1、都道府県4分の1、社会福祉法人等4分の1)市内の社会福祉法人は、通所系の障がい福祉サービス事業所とグループホームを運営しており、入所施設の設置運営は現在、考えていない状況です。</p> <p>現在、障がいを持つ子をサポートする環境としては、家族会やNPO法人による地道な草の根活動に頼らざるを得ない実情がある中、これらの組織の存在は、大変貴重な社会資源であり、その組織をより一層盛り立てることも必要と考えます。</p> <p>障がいのある方やそのご家族、またその方々との接点のある医療・介護・福祉等の関係者だけでなく、広く一般の方々にも「親なき後問題」が認知されるよう取り組みが必要と考えます。</p> <p>また、親なき後の子の人生のための、生活資金の確保と財産管理などは成年後見人制度の活用も大事なことです。取手市では社会福祉協議会でも取り組みを始めました。そして、言葉上は「親なき後」となっていますが、問題の根本は、親が死亡した後ではなく、親が生きて元気なうちにどのように「なき後対策」に備えるかということが重要となり、そのサポートに、行政が責任を持って、様々な団体や事業所・施設などと連携して担っていくことが大事と考えます。取手市では、急に親御さんが倒れたり、亡くなったりした場合には、お子さんを受け入れる体制は、「常総ふれあいの杜」と連携を組んでいます。(緊急一時保護事業)</p> <p>今後、障がい者団体の関係者の皆さんと意見交換を行うなど、引き続き調査してまいります。</p>
4	<p>精神障がいの交通補助をお願いしたい。身体障がいの方は、交通費補助が出ているので、同様の補助を。</p>	<p>取手市では精神障がい者を対象に、医療機関等に通院する際に要するタクシー利用料金の初乗り運賃助成制度として「重度障がい者福祉タクシー利用料金助成制度」(1級の精神保健福祉手帳所持者でかつ自立支援医療制度利用者に限る)及び精神保健福祉手帳所持者または自立支援医療受給者の方々から社会復帰のための福祉施設等に通う際の交通費、燃料費の一部を助成する「障がい児(者)付き添人交通費・燃料費支給制度」があります。</p> <p>また、市内を巡回しているコミュニティバスについては、精神保健福祉手帳を提示すると運賃が無料になります。</p>
5	<p>老若男女が集えるスペースは、本来このウェルネスプラザにつくるべきであった。</p>	<p>施設ごとには年齢層に応じた利用しやすい施設となっていますが、目的を持たずに立ち寄った方には、憩えるスペースがわかりづらい現状もあります。</p> <p>また、現在のホームページでは、市民にどのようなイベントが開催されているのかがわかりづらいので、見直しが必要と考えます。</p> <p>さらに、ホームページ以外にも広報紙などでどのような利用がされているのかの周知も行き、今後の利用者促進に繋がったり、カフェの利用しやすさのアピールなども必要と考えます。</p> <p>今後、引き続き調査してまいります。</p>

6	<p>介護事業。ボランティアを受け入れるというが、介護士がいなくて受入体制が不十分。そちらを先に対応すべきでは？</p>	<p>介護ボランティアと介護士は全く別の役割を担っています。介護士の担う役割は、介護制度に基づいたサービスを提供すること。ボランティアは、介護予防（介護を受けずに健康を維持する取り組み。）と考えられています。地域包括ケアシステムの一環として、地域での介護にボランティアを受け入れる方針を国は打ち出しています。介護士が足りないのは全国的なものとなっております。なぜ不足するのは、民間の介護サービス提供者（事業所）も最近増え、人材が流れていることが自治体の事業に手が挙がりにくい要因の一つと考えられます。市としては、若い人のボランティアを受け入れられたり、学校の授業の一環として受け入れられるような体制づくりを進めています。すぐに効果が現れる取り組みではありませんが、今後10年程度は介護業界としては人材不足が続く傾向にあるため、職業選択における選択肢の一つとして”介護”を選択しやすく（身近に感じてもらう）するサポートを行っていく必要があると考えています。市には、現在、2つの介護ボランティア制度があります。</p> <p>①介護支援ボランティア制度  社会福祉協議会にボランティア登録し、特養・老健・グループホームにて、草取り・レクリエーションの補助・お茶出し・散歩サポートなどを行うボランティア（ポイント制5,000円/年の還元あり）</p> <p>②総合事業 ボランティアを活用した新たなサービス（介護予防）</p>
7	<p>子育てについても同様。正規の保育士を受け入れることからきちんと向き合えないと待機児童も解消できない。</p>	<p>（福祉の観点から）</p> <p>平成28年4月時点の待機児童は8人となっています。その後、4人は入所対応できましたが、新たに入所申請もあり、7月現在13人の待機児童となっています。公立私立いずれも定員の空きはあるものの、中途採用の臨時保育士の確保が困難な現状から入所受け入れが難しく課題となっています。保育所では多様な雇用形態や、7・7保育で長時間開所のため保育士のローテーションに追われる状況にあります。また、散歩等の園外保育は、本来、発達年齢に応じた保育が求められますが、責任上、正職員保育士を同行させるため、異年齢の複数クラスで出かけるようにしています。保育所運営は、常にこうした配慮を必要と考えております。</p>

## 【建設経済常任委員会】

	要望・意見	調査報告及び検討事項
1	<p>取手駅前整備について。一般質問で質問もされているが、取手駅前ロータリーがかなり凸凹。</p>	<p>道路部分は30年を経過していることもあり、傷んだ状態となっています。交通量も増え、傷んだ状態が進行する傾向にあります。市としては、その都度補修しております。</p> <p>全面的な改修は、取手駅北地区土地区画整理事業の区域内にあることから、この中で行うとしており、当初の予定では平成32年から34年となります。</p> <p>この間、傷んできている箇所については、適切に補修することを求めています。</p>
2	<p>下水の整備をしっかりと行ってほしい。</p>	<p>○公共下水道の整備に関して</p> <p>公共下水道事業の効率的な運営を目的として、昭和56年2月、取手地方広域下水道組合が設立されました。(設立当時 取手市、藤代町、伊奈町→現在 取手市、つくばみらい市)</p> <p>汚水の事業認可取得は、昭和56年3月。現在1,758haの事業計画を策定し、事業の進行に合わせて事業計画区域(予定処理区域)の拡大変更を行っています。</p> <p>取手市の公共下水道普及の状況は、下水道普及率72.4%、水洗化率93.2%、汚水処理人口普及率86.1%。(供用開始区域の人口は7万8,776人。水洗化人口はそのうち7万3,385人。その差5,391人。)</p> <p>整備状況は、予定処理区域面積1,758.4ha、整備済区域面積1,480.7ha、供用開始区域面積1,342.1ha</p> <p>B/A 84.2% C/A 76.3%</p> <p>参考：A=予定処理区域面積 B=整備済区画面積 C=供用開始区域面積</p> <p>下水道法第4条の1項により、事業計画を定めるには認可区域(事業計画区域)の優先度の高い区域から5～7年の間に、整備可能な区域について策定することが望ましいとのルールがあります。(当時の国の方針のため、現在は県の許可。ただし、その方針が受け継がれています。)</p> <p>※平成28年4月現在、約300haが残っていて、1年に約20haずつ進行しています。単純計算で15年後に新たな認可区域追加になります。</p> <p>毎年の工事は認可年度の早い順に、施工条件を考慮して下流から整備を計画しています。また、取手市との協議で優先的に進めるべきものを決定しています。</p> <p>市民からの個別な問い合わせは、認可区域内は下水道組合で説明対応。公共下水道の全体計画区域内での認可区域外は、予定は確定していません。</p> <p>○合併処理浄化槽の補助について</p> <p>A) 認可区域外の地域</p>



		<p>B) 認可区域内であっても7年経っても工事が終わらない地域 合併処理浄化槽の補助金支給があります。</p> <p>既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合には、交付要綱に基づき、市の予算の範囲において撤去費用の一部が補助されます。(限度額9万円。ただし、公共下水道に接続する場合は補助金交付対象となりません。)</p> <p>(課題)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市街化区域内で事業認可されていても、長期にわたって下水道の普及がされていない地域がある。そのような地域では最長30年も下水道普及のないまま生活して市民がいる。</li> <li>2 下水道認可区域の拡大には数十年単位の時間が必要。</li> <li>3 市街化調整区域に下水道が整備される可能性は極めて低い。</li> </ol> <p>○雨水排水に問題がある場合に関して 下水道組合の対応と取手市排水対策課などの対応がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別に対応できるケースは、連絡があれば状況に応じて対応。</li> <li>・大きな工事が必要な場合は、下水道組合においては、全体計画・事業計画に基づいて。排水対策課においては、総合計画に基づいて雨水排水整備事業工事を進めています。下水道組合と排水対策課はお互いに連携を取りながら事業を進めています。</li> </ul> <p>下水道組合においては、雨水の事業認可取得。(昭和56年3月、478.9haの事業計画を策定して浸水対策事業が進められています。)</p> <p>下水道の整備は事業計画に基づいて長期にわたって進行しています。目的に向かって最大の努力で取り組んでいる最中ですが、市民の声を誠実に受け止めて、整備を着々と進めるべきと考えます。</p> <p>また、事業について、一般市民にわかりやすく、さらに理解されるよう、PRに工夫すべきと考えます。</p> <p>今後、市議会から7人の議員が下水道組合議会議員として選出されていますので、組合議会で調査していきます。</p>
3	<p>取手駅西口開発。ロータリー舗装に併せてトイレの状況は？計画はわかるが本当にできるのか？進捗状況は市民に伝えてもらえるのか。</p>	<p>JRの土地を借りて取手市が設置した公衆トイレとして、男性用、女性用、多目的トイレを設置しています。歩道から30センチ程度低い位置に設置されているため、歩道からトイレに入るためのスロープが急勾配になっており、車椅子利用者には出入りが大変な状態と確認しております。</p> <p>現状の年間維持管理費は、清掃費約200万円、点検委託料23万8,000円、トイレ下水道使用料約15万円、JRへの土地代64万4,000円等の経費があり、合計303万2,000円となっております。</p>
4	<p>駅周辺にせめて20時まで勉強</p>	<p>現状では駅周辺の施設としてウェルネスプラザがあります。</p>

	できるスペースがほしい。学校は18時半に閉められる。	ウェネスプラザでは予約業況に応じて月曜日18時から20時まで無料でセミナールーム（飲食不可）を開放していません。現状では定員30名のところ8名程度の利用があります。 また、施設内のフリースペースには屋内にテーブルセットが4セット、屋外バルコニーにも4セット（飲食可）設置しており、こちらは開館時間8時30分から22時まで無料でご利用いただけます。 なお、消防法により、これ以上、屋内へのテーブルセット増設はできません。
5	サッカー部の学生が、取手市は高齢者向け施設は多いが、サッカー場等若い人が集まる場所がないと言っていた。	取手市内のサッカー場は、緑地運動公園内に2面。年間に108件の利用状況があります。 取手市スポーツ少年団のサッカーチームは8団体545人。サッカー以外のスポーツについては、取手市スポーツ少年団登録団体は35団体1,108人。（軟式野球・ミニバス・サッカー・柔道・空手・バドミントン・少林寺拳法・合気道・レスリング） 有料スポーツ施設では、少年向け野球場が4面、無料では2面。（9団体181人） 有料テニスコート24面。（大人・子ども） スポーツ施設は大人も子どもも利用するので、「若い人が集まる場所」として限定はしにくいものであります。 取手市には他に取手市グリーンスポーツセンター、藤代スポーツセンター、藤代武道場、高須体育館があります。学校施設は施設開放により、体育館とグラウンドの利用があります。 また、取手市内の高齢者施設は 老人福祉センターあけぼの、さくら荘の2施設とかたらいの郷、お休み処（戸頭・井野）2カ所。介護予防拠点施設は4カ所（いきいきプラザ・げんきサロン稲・げんきサロン戸頭西・げんきサロン藤代）があります。 高齢者施設に比べて若者が集まる施設は場所が少ないとのご意見については、高齢者向け施設の充実が高齢化社会の到来で必要な市民サービスと考えられるので「若者」と「高齢者」のくくりを設定して比較すべきではありません。しかし、若者が取手市の状況に満足しているかどうか、サッカー場等のスポーツ施設が不十分であるかどうか、図書館や音楽関係の利用施設、学習室、居場所も含めて、ソフト面ハード面における若者のニーズ調査が必要と考えます。 「若者」が満足する市町村についても調査し、また、取手市には県立高校5校、私立高校2校、東京芸術大学取手校舎があり、「若者が行き交う街」である地域性に着目すべきと考えます。「若者」の力を生かして取手市の魅力的な街づくりに取り入れることを調査していきます。
6	コミュニティバスの時刻表は市役所から配布されたものより民間企業が作成したものの方が見やすい。（現物をいただきました。議会事務局預かり）	民間企業で発行している時刻表に関しては、市から提供したデザインの時刻表を使用して作成しています。 市で発行している時刻表と比較すると確かにサイズも小さくレイアウトも見やすいものとなっております。 しかし、民間発行の時刻表にはルートや料金表、割引制度などの必要だと思われる情報の記載がなく、ダイヤ改正にも対応出来ないこともあります。 市発行の時刻表はあくまで初めてバスをご利用される方にもご理解いただけるよう細かく様々な事項を記載させていただいており、ダイヤ改正についても対応させていただいてあります。
7	コミュニティバス。70歳になら	現在、70歳以上の方は定期券をご利用いただけます。現状では毎年9,000万円ほどの赤字を補てんしており、一

	ないと定期がつくれない 高齢者とは65歳からなのに矛盾していないか。	人当たり400円の負担になっています。「高齢者」の範囲を65歳以上から対象とすると高齢者率や利用率を考えた際、ほとんどの方が対象となります。 また、市で発行している時刻表には「高齢者割引」と記載しており国では高齢者は65歳以上と定めておりますので誤解される方もいらっしゃるかと思います。記載内容の変更を市に伝えてまいります。
8	動物愛護は良いが、やたらにエサを与えて近隣住民が困っていることも起きている 京都府では条例が出来ていて、エサを与えると罰金を取るようだ。	野良猫などに餌を与えるのを規制する条例は取手市にも茨城県にもありません。 「取手市まちをきれいにする条例」では、飼い主等に指導をすることができると規定されておりますが、野良猫など飼い主かわからない場合は対策がないのが実態です。 京都市のように条例を制定することも考えられますが、京都市に確認したところ、いきなり過料を徴収する条例を制定したわけではなく 以前から地域に暮らす飼い主のいない猫（野良猫）を住民の合意のもと、ルールに基づいて適切に猫を飼養する活動「まちねこ運動」などの対応を続けていきましたが、それでも不適切な餌やりをする方が見受けられるため、これを規制するために過料を科す条例制定に踏み切った背景がありました。 また、過料を科す条例は昨年10月から施行となっておりますが、これまでに過料の徴収例はなく、抑止力として考えているとのことであります。 取手市議会におきましても、「まちねこ運動」に関して一般質問を行った事例もありますので、先進事例等を見ながら対処法を調査してまいります。
9	東口にエレベーターを付けてほしい。	JR取手駅東口構内のバリアフリールートの整備を求めています。 JR取手駅については、西口改札口から各ホームに至る経路については、既にバリアフリー化が図られていますが、東口改札口からのバリアフリー化が課題となっております。 そのため、市では、東口改札口から各ホームに至る経路のバリアフリー化について、JR東日本に整備を求め、JRとともにその検討を進めてきているところです。 取手駅は、その構造自体が複雑であることや列車安全運行システムが複雑に配置されていることなどから、様々な案の検討が続けられているところです。 市民のみなさんの利便性の確保を第一に、費用対効果も考慮した最適なバリアフリールートが確保されるよう、市とともにJR東日本に早期整備を求めています。
10	郵便局近くの294号線の交差点がきれいになった。その近くにある歩道橋があまりにも汚くて気になるが、きれいになりませんか。	今ある歩道橋は今年度は利用しますが、来年度以降は撤去する方向です。